

## 鳥取県フレイル予防推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県フレイル予防推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、市町村がフレイル予防対策として実施する取組を支援し、もって県民の健康寿命の延伸を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う市町村に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第4欄に定める額を上限とし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、福祉保健部健康医療局健康政策課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、第4条第1項の規定により福祉保健部健康医療局健康政策課長が別に定めた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ実施要領に定める様式第1号、第2号によるものとする。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 補助対象経費	3 補助率	4 補助上限額	5 重要な変更
地域住民（幅広い年齢層を対象とし65歳以上に限らない。以下同じ。）又は事業所に対するフレイル予防の実践を促す機会の提供又は地域住民のフレイル予防の実践を促す物理的環境整備	第1欄の事業を行うために要する報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	1/2以内	500千円	(1) 本補助金の増額を伴う変更 (2) 事業の内容に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

様式第1号（第4条、第7条関係）

令和 年度鳥取県フレイル予防推進事業計画（報告）書

1 事業目的

2 事業内容

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

年 月 日

4 事業費内訳

（単位：円）

科目	金額	積算内訳

・補助対象経費のうち、県内事業者への発注が困難な理由等（該当がある場合についてのみ記載）

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第2号（第4条、第7条関係）

令和 年度鳥取県フレイル予防推進事業収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	内容
合計				

2 支出

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度決算額 (本年度予算額)	差引増減額	内容
合計				

様

職 氏 名

〇〇年度鳥取県フレイル予防推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県フレイル予防推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県フレイル予防推進事業補助金交付要綱（令和5年〇月〇日付〇〇第〇〇号福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。